

議題6 第2期“鳥栖発”創生総合戦略策定の考え方について（案）

1.はじめに「国は第2期総合戦略を策定する」

平成26年12月、国は、まち・ひと・しごと創生法に基づく「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方公共団体もこれを勘案して地方版総合戦略を策定することが努力義務とされた。本市では、平成27年9月に「鳥栖市人口ビジョン」と「“鳥栖発”創生総合戦略」を策定し、国の総合戦略と同じ平成27～31年度の5年計画として、地方創生交付金等を活用しながら各種施策に取り組んできたところである。

国は、第1期総合戦略の5年が終了するにあたり、最終年度である平成31年度に次の5年計画となる第2期総合戦略を策定することとしている。さらに国は、地方公共団体が策定している地方版総合戦略においても、計画期間に切れ目が生じないように要請している。

以上から、地方公共団体が地方創生関連交付金や企業版ふるさと納税制度等を活用するためには、地方版総合戦略の策定が必須であることや、平成32年度で第6次鳥栖市総合計画の計画期間が終了し、平成31年度中に第7次鳥栖市総合計画策定に着手する予定であることなどから、第2期“鳥栖発”創生総合戦略の策定について次のとおり検討を行うものである。

2.策定に当たっての基本的な考え方

（1）鳥栖市人口ビジョンの見直しについて

“鳥栖発”創生総合戦略策定に先立ち、2060年の目指すべき人口の将来展望を示す「鳥栖市人口ビジョン」の策定を行った。当時は、国から提供された将来人口推計ワークシート（平成22年国勢調査による社人研推計をベースとした算出ツール）を用いて算出したが、その後、平成27年国勢調査を経て将来人口推計は変化しており、第7次鳥栖市総合計画の策定作業においても目標人口を再検討する必要があることなどから、鳥栖市人口ビジョンも一定の見直しが必要と考えられる。

※市将来推計人口のピーク H22国調 2035年74,714人 → H27国調 2030年76,221人

（2）第2期“鳥栖発”創生総合戦略の策定について

国の第2期総合戦略を勘案して策定する。現在の“鳥栖発”創生総合戦略をベースに本市が安定した人口構造を保ち、将来に渡って活力ある地域社会を維持・拡大していくための基本的な指針として策定する。引き続き重要業績評価指標（KPI）を設定し、毎年定期的に見直して必要な改訂を加える。

特に、地方創生交付金や企業版ふるさと納税等の国の財政支援制度を活用した新規事業を適宜加えていきたいため、改めて各課からの事業提案の募集や部会の設置などを検討したい。また、SDGs（持続可能な開発目標）などの国が重視する新たな視点を盛り込んでいく必要がある。

（3）第7次鳥栖市総合計画との関係について

第6次鳥栖市総合計画後期基本計画策定時と同様、市の最上位計画である総合計画の中に“鳥栖発”創生総合戦略を組み込む形で整合を図りたい。

(4) 計画期間について

国は、地方創生は2060年を見据えた息の長い政策であるとしており、地方公共団体が長期的な視点から地方創生に取り組むため、引き続き次の5年間（平成32～36年）を第2期総合戦略の計画期間にすることとしている。（平成31年12月策定予定）

総合戦略は、国、地方公共団体ともに毎年度効果検証を行っており、定期的な見直しが前提となっている計画であり、財政支援措置などの国の政策展開に大きく左右されることなどから、第2期“鳥栖発”創生総合戦略においても国と同様に平成32～36年の5年計画としたい。

一方で、第7次鳥栖市総合計画については、計画期間の変更が協議されているところであるが、下位計画である“鳥栖発”創生総合戦略が随時見直しを行うことで総合計画との整合を図っていきたい。

3.計画策定の体制

(1) 鳥栖市まち・ひと・しごと創生有識者会議

鳥栖市まち・ひと・しごと創生有識者会議設置要綱に基づき設置し、総合戦略の策定及び推進に当たり広く有識者からの意見を聴取する。委員は市民・団体の代表者、学識経験を有する者で組織し、18人以内とする。委員の任期は2年。

(2) 鳥栖市まち・ひと・しごと創生本部（庁内）

鳥栖市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱に基づき設置し、本部長（市長）、副本部長（副市長）、委員（教育長、各部長及び教育次長）で構成する。総合戦略の策定及び推進に当たり全庁的に取り組むため、方針・内容の協議・検討を行う。また、専門的事項の検討を行うため下部組織として専門部会を設置する。専門部会はこれまでに5部会設置し、部会員は合計17名。

(3) 鳥栖市議会

総合戦略は議会の議決が不要であるが、前回第1期策定時においては、次のような流れで議会に対して説明を行った。

【参考】前回 第1期“鳥栖発”創生総合戦略策定時の流れ

①H27.8.6 まち・ひと・しごと創生本部にて素案策定 → ②同日付で概要版を議会へ送付
→ ③H27.8.26 市議会全員協議会 → ④H27.8.31～9.25 パブリック・コメント

(4) 市民意見の反映

市民満足度調査（平成30年12月実施）、地区別まちづくりワークショップ（平成31年度実施予定）、都市計画マスタープランまちづくり座談会（平成30年10～12月実施）等を活用し、市民意向を把握するとともに、パブリックコメントを通じ広く意見を反映する。